

本学教員による研究費の不正使用について

令和 8 年 1 0 月 1 3 日
国立大学法人北海道大学

1. 調査に至る経緯

令和 6 年 5 月 2 日付けで、本学医学研究院の教員が財団からの研究助成金（以下「助成金」という。）について、目的外使用、虚偽の収支報告等の疑いがあるとする、以下の告発があった。

被告発者：北海道大学医学研究院教授 大場 雄介

告発事項 1（目的外使用）：助成金の残額（未使用額）の返還を避けるため、少なくとも 318,014 円分を、研究テーマとは無関係の物品購入等に使用した。

告発事項 2（虚偽の内容での研究費申請）：財団への研究助成金申請書に、本人の同意を得ずに、海外の研究機関所属の研究者を研究協力者として記載した。

告発事項 3（虚偽の収支報告によるプール金）：3 つの財団への収支報告書に、同一の支出事項を重複して記載し、少なくとも 2 つの財団に対して不正使用と虚偽の収支報告を行った。

当該告発には、内容を裏付ける根拠資料の添付もあったため、告発を受理し、医学研究院において予備調査を実施した。予備調査の結果、研究費の不正使用が行われた可能性が高いと判断し、「国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程」に基づき、不正使用調査委員会を設置し、本調査を行うことを決定した。

2. 調査

（1）調査体制

委員長	行松 泰弘（令和 8 年 3 月 31 日迄）	北海道大学	理事
委員長	横井 理夫（令和 8 年 4 月 1 日より）	北海道大学	理事
委員	畠山 鎮次（令和 7 年 3 月 31 日迄）	北海道大学	医学研究院長
委員	田中 伸哉（令和 7 年 4 月 1 日より）	北海道大学	医学研究院長
委員	青木 豪	青木法律事務所	弁護士
委員	吉田 茂	北海道大学	医学系事務部会計課長

（2）調査期間

令和 6 年 7 月 19 日～令和 8 年 5 月 11 日

（3）調査対象

平成 29 年度～令和 5 年度に該当教員が受給した助成金のうち、使用期限、使途の制限、

収支報告義務がある資金（「国立大学法人北海道大学文書管理規程」に基づき関係書類が保存されている期間（7年）を対象とした。）

（4）調査方法

（ア）告発事項1（目的外使用）

財団に対し、研究テーマとは無関係と告発された318,014円の支出内容等を報告、使用ルールの違反の有無を確認。

（イ）告発事項2（虚偽の内容での研究費申請）

海外の研究者に対し、申請時の同意状況等を確認。

（ウ）告発事項3（虚偽の収支報告によるプール金）

財団への報告書類と大学の会計システム上の支出データの突合確認。

（エ）告発事項1～3共通

関係者に対するヒアリング及び書面による確認。関係書類の確認。

（5）調査手順

- ・調査方針の検討、決定。
- ・告発事項3に関する突合確認。その他告発事項の関係書類の確認。
- ・告発者に対するヒアリング。
- ・告発事項1に関する財団への書面確認。
- ・被告発者の研究室関係者への書面確認。
- ・告発事項2に関する海外の研究者への書面確認。
- ・被告発者に対するヒアリング。
- ・上記までの調査内容の確認。不正使用有無の認定。調査報告書の取り纏め。

3. 調査結果

（1）認定内容

告発事項1：目的外使用として19,530円の不正使用、29,300円の不適切使用を認定。

告発事項2：認定無し。

告発事項3：誤った収支報告（及び一部残余金の支出）として9,616,500円の不正使用を認定。

（2）判断理由

告発事項1：不正使用と認定した19,530円は助成金の研究参加者以外の者のために購入された図書費であり、「研究費を本来の用途以外の用途に使用」と認められた。公募型資金の直接経費は採択課題の遂行に直接必要な目的で使用することは使用ルールの大原則であり、これを破った本件支出は大場教授に重大な過失があると判断し、不正使用を認定した。

不適切使用と認定した 29,300 円は会議費（飲食費）として支出されており、本件助成金では飲食費の支出は認められておらず、「公募型資金の条件等に違反して研究費を支出」と認められた。しかし、当該飲食費の支出にあたって、大場教授は大学事務部に対し手続きを踏んでおり、故意に不正に飲食費を支出しようとしたとは認められなかった。また、支出手続きについては研究室の事務員に処理を任せている部分もあり、大場教授 1 人に重大な過失があったとは認められなかったため、不正使用までは認定せず、不適切使用を認定した。

告発事項 2：本件は、本学規程の「不正使用」の定義中にある「研究費の使用（又は支出）」に該当する指摘ではないことから、不正使用の問題とは扱わなかった。

なお、調査の結果、研究協力者としての参加同意を裏付ける客観的証拠は確認できなかったが、大場教授と当該海外の研究者は別の研究課題でも共同研究を実施しており、本件研究にも参加する可能性が認められ、虚偽の内容での研究費申請であるとは直ちに認められないと判断した。

告発事項 3：関係書類等から、6 つの財団助成金について平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間、合計 9,355,502 円の重複計上が確認されたほか、実績が確認できない支出計上が、平成 29 年度及び令和元年度の 2 年度に合計 260,998 円確認された。このほか、正しい費目で集計していないものや計上金額の誤り等が複数確認された。これらは客観的に誤った収支報告を財団あてに行っているものであり、「公募型資金の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反する行為」と判断した。

また、誤った収支報告により助成金に多数の残余金が生じたにもかかわらず、それに気づかず、他の資金と合わせて区別なく使用していたことから、助成金の残余金は、財団が定める使用条件等を考慮せず、その交付期間を超えて助成目的以外の使途に支出されていたものと認定せざるを得ず、その過失は故意と同視できるような重大な過失があると判断し、不正使用を認定した。

（３）私的流用の有無

無し。大場教授は、誤った収支報告により生じた残余金を支出していたが、当該支出には部局事務部において研究・教育目的の支出として適正なものであるか確認できる体制が取られており、実際に私的流用を疑う支出案件は認められなかった。

（４）不正使用等が認定された研究費

・不正使用

財団	年度	金額（円）
a 財団	平成 29 年度	340,189
	令和 2 年度	402,710

	令和 3 年度	576,054
	令和 5 年度	19,530
b 財団	令和元年度	312,617
	令和 2 年度	1,395,000
	令和 3 年度	720,561
c 財団	令和 2 年度	1,145,578
d 財団	平成 29 年度	2,909,539
e 財団	平成 30 年度	570,813
f 財団	平成 30 年度	933,445
	令和元年度	309,994
合計		9,636,030

・ 不適切使用

財団	年度	金額（円）
a 財団	令和 5 年度	29,300

4. 処分及び研究費の返還等

研究費の不正使用等を認定した大場教授に対する処分は、今後、本学就業規則に基づき、懲戒等の可否を審査の上、適切に対応する。

また、各助成金の誤った報告額については、財団のルールに従い、修正報告、精算、研究費の返還等必要な手続きを行う。

5. 不正の発生要因と再発防止策

（1）発生要因

（ア）目的外使用の発生要因

助成金の管理体制として、複数の助成金と支出期限や使途の制限がない寄附金等を 1 つの口座で一括管理していたことから、当該口座からの支出がどの資金からの支出であるのか、事務部で確認できていなかった。

助成金の管理方法は、上記の一括管理のほか、助成金毎に個別に口座を設ける方法があったが、当該管理方法の周知が十分ではなかった。

大場教授並びに研究室の事務員において、個別の助成金の使用ルールに対する理解不足、直接経費の執行にあたり課題関連性に対する認識の甘さがあった。

（イ）誤った収支報告及び残余金の支出の発生要因

助成金の管理体制として、上記のとおり 1 つの口座で一括管理していたことから、当該口座からの支出については、研究室で別途どの支出がどの助成金による支出であるかの記

録を付けており、当該記録を基に財団への収支報告を行っていたが、当該記録の管理や収支報告書への転記作業等においてミスが生じ、重複計上が生じた可能性がある。

また、一括管理により口座に複数の資金が含まれていることが、誤った収支報告により生じた助成金の残余额の把握を困難にさせたことが認められる。

大場教授において、正しい収支報告を行うための報告書の内容確認ができていなかった。また、一括管理口座内の個別の資金の収支を適切に把握することができていなかった。

（２）再発防止策

（ア）全学における取組

目的外使用及び誤った収支報告が生じた体制的な要因として、支出期限や使途の制限がある助成金をそれらの制限がない寄附金等と同一の口座で一括管理していたことがあるため、令和８年４月以降新たに受け入れる助成金から一部で行われている当該管理方法を取り止め、支出期限や使途の制限がある助成金は、それぞれ個別の口座にて管理する方法に改めた。

また、毎年実施している「研究活動に関する不正防止研修」や毎年内容を更新している「研究活動に関するハンドブック」において、本事案の概要や再発防止策等を掲載し、同様の不正が生じないように周知・啓発を徹底する。

（イ）発生部局（医学研究院）における取組

誤った収支報告が生じた要因として、研究者が報告書の内容確認を適切にできていなかったことがあるため、研究者が財団に提出した収支報告書を部局事務部で一部抽出し、部局事務部において事後的に内容をチェックする。なお、一部の助成金については財団が求める経理管理を部局事務部において行っていなかったことから、財団のルールに基づく経理管理を徹底する。

また、助成金を受け入れる際には、研究室から部局事務部に対し、助成金の使用の手引き等の提出を義務付ける。

以 上